別記申請書様式（第十八条関係）、別記届出書様式（第二十条関係）、別記申請書様式（第二十二条の二関係）、別記申出書様式（第二十二条の三関係）中「㊞」を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏　　名」に、「（氏　　名）㊞」を「（氏　　名）」に、「平成何年」を「令和何年」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「平成何年」を「令和何年」に改める。

第四号様式中「平成何年」を「令和何年」に、「氏　　名　　印」を「氏　　名」に、「（氏　　名）㊞」を「（氏　　名）」に改め、同様式備考二中「すべての請求代表者」を「そのうち一人以上」に、「記載し、押印をする」を「記載する」に改め、備考二の次に次のように加える。

三　氏名は自署（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

第六号様式及び第七号様式中「平成何年」を「令和何年」に改める。

第八号様式中「氏　　名」に、「（氏　　名）㊞」を「（氏　　名）」に、「平成何年」を「令和何年」に改める。

第九号様式中「平成」を「令和」に改める。

第十一号様式中「氏　　名」に、「（氏　　名）㊞」を「（氏　　名）」に、「平成何年」を「令和何年」に改める。

第十二号様式中「平成」を「令和」に改める。

第十三号様式中「氏　　名」に、「（氏　　名）㊞」を「（氏　　名）」に、「平成何年」を「令和何年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○総務省・財務省令第五号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の六第二項第一号の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太

財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第九十四号を第九十五号とし、第六十号から第九十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五十九号の次に次の一号を加える。

六十　ニューカレドニア

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第九十三号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条の五第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（本人確認方法） **第八条**　法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。）又は代表者等（法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 一　自然人である顧客又は代表者等（次号に掲げる者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか ［イ～リ　略］ ヌ　次の(1)又は(2)に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等から当該顧客の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 (1)　令第十一条の五第一項第一号に掲げる取引のうち、法人（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規	（本人確認方法） **第八条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～リ　同上］ ヌ　［同上］ (1)　令第十一条の五第一項第一号に掲げる取引のうち、法人（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規